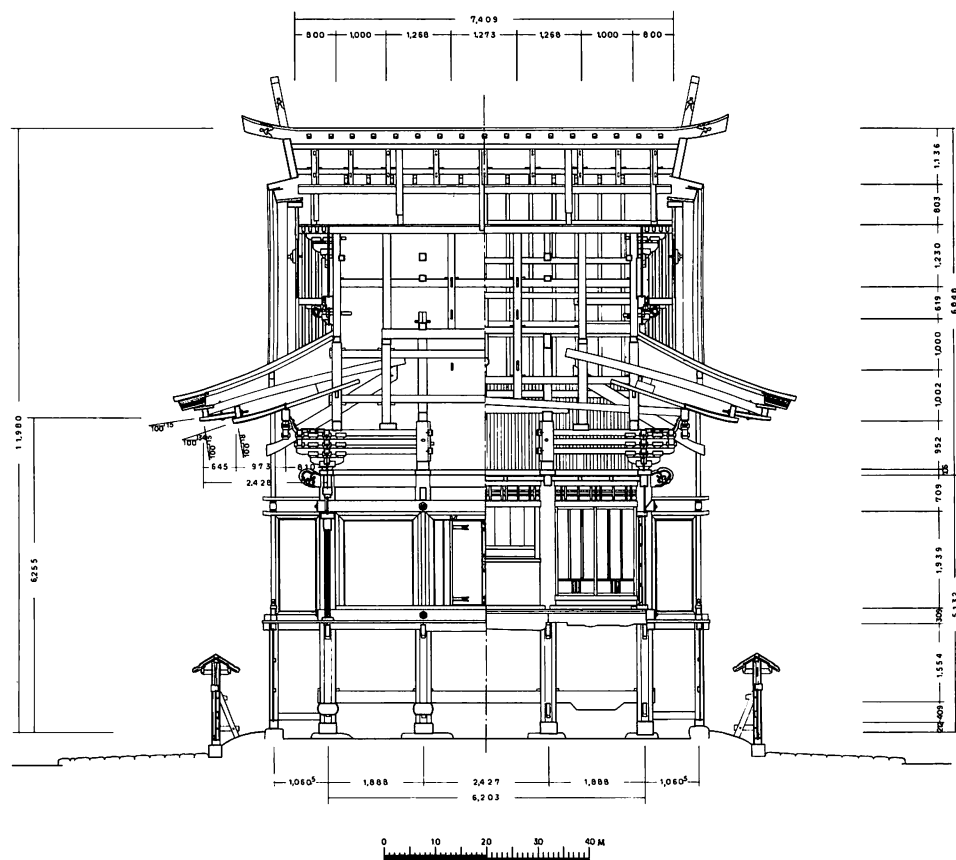


重要文化財
飯野八幡宮本殿保存修理工事報告書



序

福島県いわき市平に鎮座する飯野八幡宮は、文治二年（一一八六）京都石清水八幡宮より御正躰を奉じ、赤目崎見物岡（現いわき駅北の高地）へ勧請したと記されています。鎌倉期の文書には「好嶋庄八幡宮」と記され、単に「八幡宮」と記され、社人五十余人の奉仕する大社でありました。

その社領好嶋庄は田積五百十八町余、庄域は現在いわき市の南部を除き、なお北部周辺に及ぶ大庄で、実質上の関東御領でありました。

莊園は東西に分けられ、東庄預所は千葉常胤の子孫大須賀氏が世襲したが、八幡宮の鎮座する西庄の預所は、宝治元年（一二四七）前の政所執事伊賀光宗（宮司飯野家の祖）が補任され、代々預所職と神主を兼ね受け継がれ、現宮司は二十三代目にあたります。

八幡宮の社殿は、元久元年（一一〇四）より三ヶ年かけ造営され、建永元年（一一〇六）御遷宮したと記されています。その後、南北朝の騒乱は当社にも及び社殿が兵火の災にあい、建武二年（一三三五）足利尊氏に訴願、好嶋庄地頭衆に命じ社殿の修復を行いました。

室町時代に入ると神領の減少が見られましたが、岩城五郡の総社として国主岩城氏をはじめ一般民衆にいたるまで厚い信仰をうけ、現在まで受け継がれてきております。

現在の社地は慶長七年（一六〇二）鳥居忠政、岩城領主として入部の際、赤目崎見物岡の神域に築城したゆえ、宮移した所でありましたが、本殿等は慶長十九年（一六一四）に類焼し、その後元和二年（一六二六）に再建され、御本殿は、昭和五十八年（一九八三）に江戸時代初期の貴重な建造物として、文化財保護法に基づき重要文化財に指定されております。

しかしながら、御本殿は、建築後三七〇年余を経過し、年と共に老朽化が著しい状況にあることから、このたび保存修理工事を計画し、半解体修理工事として国庫補助の事業採択を受けたところであります。

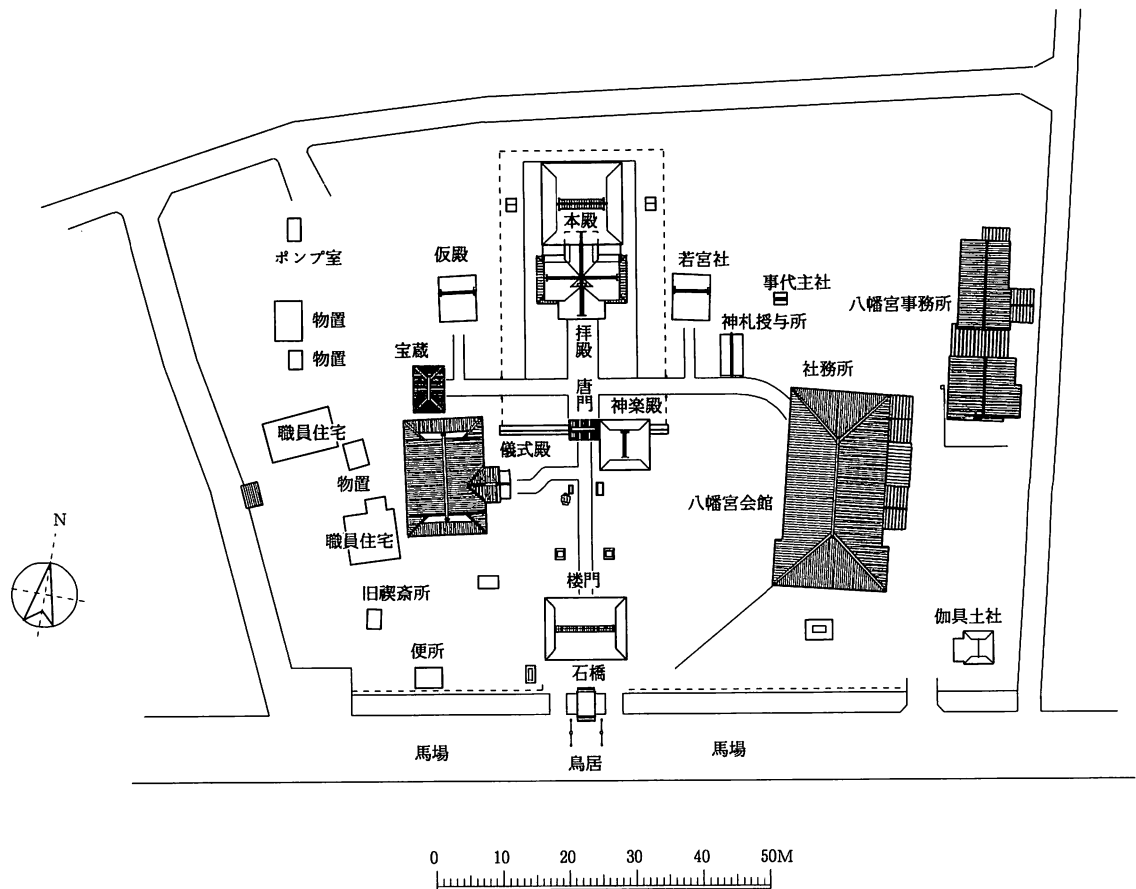
工事は平成五年二月に起工式を齎行し着工し、平成五年五月二十二日下遷座祭を執行し、御正躰を仮殿へ奉安し半解体修理が進められました。工事も順調に進み、平成六年十月十七日には古式床しく上棟祭が執り行われ、平成七年十二月には御本殿の修復工事もほぼ完了し、十二月二十二日浄暗の中、正遷座祭が執り行われ、平成八年の新春を迎えることができました。

この報告書は工事中の調査内容及び新たに判明した事柄と工事の記録をまとめたもので、この文化財を広く世に紹介するとともに、後世に伝える貴重な資料として大いに活用されることを期待いたしております。

おわりに、終始専門的な立場からご指導を賜りました文化庁をはじめ、福島県教育委員会、いわき市教育委員会、工事の設計監理及びこの報告書の作成にあたられた財団法人文化財建造物保存技術協会、さらには工事に関してご協力をいただいた多くの方々に対し、心より感謝申し上げます。

平成八年三月

飯野八幡宮 宮司 飯野盛男



第1図 飯野八幡宮境内配置図

第一章 概説

第一節 修理工事概要

飯野八幡宮本殿保存修理工事は半解体修理で、総事業費は三億二千二百七十五万円を費やし、平成五年一月着手、平成八年三月に事業期間三九箇月で完了した。

建物は福島県の南部、いわき市平の西方丘陵地に所在する大型社殿で、元和二年（一六一六）の建立墨書も残り、文化財建造物の少ない福島県浜通りにおける近世初期の遺構として、昭和五十八年に重要文化財の指定を受けた。

神社の創立は文治二年（一一八六）に石清水八幡宮から御正躰を奉じて赤目崎見物岡（現在の物見岡）に勧請したのに始まるという。社殿は元久元年（一二〇四）に造宮に着手し、建永元年（一二〇六）遷宮が完了したが、建武元年（一二三三）に兵火により焼失、翌年再建している。その後、慶長七年（一六〇二）鳥居忠政が平に封じられ物見岡を城地としたため、現在地に遷宮した。その社殿も慶長十九年（一六一四）近隣民家の火災により類焼し、火災後再建されたのが現在の本殿で、建立後三八〇年ほど経過し、昭和五十七年には屋根に鉄板覆いを施し雨漏りを防いできたが、軒廻り・斗栱の破損が著しく進行し、今回の修理となった。

修理に伴う調査によって、元和二年に建てられた本殿は前室付三間社流造であったが、延寶二年（一六七四）に大改造を受け、現在のような入母屋造の建物となったことが明らかとなった。

今回の修理では建立当初には復さずに、延寶〜元禄改造時の姿で復旧整備し

た。規模は桁行三間、梁間三間、一重、入母屋造、こけら葺で南面している。平面は正面を面取り角柱、後寄り二間を円柱とし、外陣・内陣・内々陣に分ける。組物は台輪を廻らし三手先とするが、正面はもと向拝柱で長さが短いので、柱上に台輪を入れ三斗を組み実肘木を通して、さらに台輪を重ねて頭貫を支える。軒は二軒繁垂木で、妻は虹梁大瓶束である。柱間装置は正面中央間棧唐戸、正面両脇間と両側面前端間が吹寄せ舞良戸引違、東側面中央間が板戸片引き、その他の間は板壁とし、内部は内・外陣境が中央間板扉、両脇間板壁で三間とも幣軸を付け、内陣・内々陣境は中央間に高く框を入れ開放、両脇間は中敷居を入れて簀戸引違とする。天井はいずれも格天井で、内々陣中央間のみ折上げ格天井とする。軸部及び内・外陣境柱間装置、内々陣中央間を除く内陣の天井は当初であるが、外陣天井・斗拱・軒廻・妻飾・小屋組は改造時のものである。この建物は流造を入母屋造に大改造した建物で、軸部には建立当初の姿を残しつつ、斗拱から上方は改造時にすべて造替えられて大きく姿を替えられているが、改造後の意匠も本格的なものとなっている。建立当初の建物は墓股、木鼻などに中世風の意匠が残り、改造後の近世風の意匠との変遷を知る貴重な資料となる。

第二節 創立と沿革

第一項 立地

飯野八幡宮の所在するいわき市は福島県の東南端に位置し、東は太平洋に面し、西は阿武隈山地を越えて、東は白川・石川・田村の三郡に接している。また、南は勿来関をもって茨城県と境をなし、北は久之浜地区が双葉郡と接している。東西三九キロメートル、南北五一・五キロメートル、面積二二三〇平方

キロメートルで、県全域の九パーセントを占め、市単位とすれば全国一の広さを誇っている。(いわき市史より)

飯野八幡宮は、いわき市の中央部東寄りの平字八幡小路に鎮座している。この地は、北西より好間川が流れ、北より東流する夏井川に合流し、西から東へ新川が流れている。飯野八幡宮はそうした河川の間突き出した台地の上に祀られている。

第二項 神社の創立沿革

飯野八幡宮は平の旧称である「飯野村の八幡様」からきており、別名「平の八幡様」という。祭神は品陀別命(応神天皇)、息長帯姫命(神功皇后)、比売神の三座で旧県社である。

延寶九年(二六八一)の『飯野八幡宮縁起奥書』(飯野八幡宮文書)や「岩城郡八幡宮縁起注進状案」などは文治二年(一一八六)七月十日右大将源頼朝の命により山城石清水八幡宮から御正体を奉じ、八月十日好島庄に下着し、赤目崎見物岡に社を建立したと記しているが、ほかの八幡宮由来などは康平年間(一一〇五―一一一六)源頼義が「前九年の役」のとき石清水八幡を勧請し、その後八幡太郎義家が修復を加え、さらに源頼朝が社頭の補修をしたと来歴を古くしている。その後についてはすべての記録が同一のことを記している。

以下社蔵の『飯野八幡宮由来』によって沿革を記す。

文治五年(一一八九)の奥州合戦の後、岩城太郎清隆が好島庄の地頭、千葉常胤が預所となり、当社の別當に清隆の嫡子師隆が就任、同時に十二口の供僧を置いた。正治二年(一一〇〇)常胤の四男大須賀胤信が預所となり、元久元年(一一〇四)社殿の造営を始め同三年完成している。好間庄は関東御領であるため、建永元年(一一二〇)北条政子が本願となって社殿を遷宮、承元三年(一一二〇)には経蔵が完成している。建暦元年(一一二二)四月十五日御正体御浜出

(塩垢離)、これより先承元二年好島庄三カ郷のうち西一郷の預所を大須賀胤村とし、三年後に三浦義村に代わる。宝治元年(一二四七)宝治合戦により三浦資村が討たれ、伊賀光宗が預所となる。現宮司飯野氏は光宗の子孫で、以後代々預所と宮司を兼務する。当社の造営は鎌倉時代においては幕府の命により東西好島庄の地頭・預所らが勤めるのを例としていた。

建武二年(一三三五)春、兵火のため本社が焼失し伊賀盛光は足利尊氏に訴え再び本宮を造営する。貞和二年(一三四六)には放生会における流鏝馬神事を初めて行う。八幡大菩薩の本地仏は阿弥陀如来であり、神に供える供僧寺は当初十二箇寺であったが庄内の一分地頭である白土、絹谷、片寄、白岩の各氏が一寺づつ寄付、長久寺・般若寺・神宮寺・井上院・金剛寺・地藏院・梅乃坊・宝国寺・善龍寺・不動院・阿遮院・養福寺・宝泉院・成福院・常住院・橋本坊の十六箇寺となった。これら供僧寺は真言宗の薬王寺の末寺であり、講堂において大般若経転読、四月十五日から六月晦日まで夏経朝神主供僧勤。また毎月十五日は十五講と称して宮中にて祈祷、神前の常灯は供僧二人にて勤めるなど、すべて公方家代々の国家安全を祈った。室町時代に入り庄園制度の衰退により社領は減少、代わって磐城地方を統一した岩城家は、嘉吉二年(一四四二)隆忠が神領を寄進したのを初めとして歴代にわたって崇拜し、岩城家領内の総鎮守社とした。宮司飯野家もまた岩城家の一門として仕えた。天文二十年(一五五二)岩城重隆が梵鐘を寄進、文禄四年(一五九五)磐城領内で検地があり、翌五年には後見、佐竹義憲より上荒川村・白岩村で六五一石余の神領を賜る。慶長七年(一六〇二)岩城貞隆は領地除封の命を受け、その結果、当社の神領も没収されたが同年徳川家臣島田利兵衛らにより四〇〇石の神領が認められた。將軍より正式な朱印状を賜ることがなかったため、神主飯野式部大夫盛盈は出府して寺社奉行に訴えた。この結果、慶安元年(一六四八)初めて徳川家光より朱印状を賜った。

これより先、新領主となった鳥居忠政は新たに城を築城することになり、要害の地であった当社境内もまた城域となったため現在地に宮を移した。なお忠政は慶長八年(一六〇三)北好間村の内において五〇石の地を寄進し、以後の内藤家(一六三二〜一七四七)・井上家(一七四七〜一七五六)・安藤家(一七五六〜一八七二)の歴代藩主も五〇石の地を安堵している。同十九年一月二十八日回禄、翌元和元年(一六一五)造営を初め、翌二年完成した。これが、現在の本殿で、慶長の回禄に焼け残った宝物は雄劍二振・弓一張・鎚一筋などがあり、大雑刀は長さ四尺四寸で、「備前長船住盛景貞治六年十一月」の銘があり、重要文化財の指定を受けている。

神宮飯野家に伝わる古文書二千数百通は平成五年重要文化財の指定を受けた。これは鎌倉時代から明治中期までの当地方を語る一級史料である。社蔵の紙本著色飯野八幡宮絵図、常滑大壺はいずれも県指定文化財。また絵馬の双鷹図・引馬図の二面も県指定重要有形民俗文化財に指定されている。

古文書等により判る延寶八年までに境内に造営された堂舎は次のとおりである。本社・拜殿・前殿・楼門・若宮・仮殿・武氏の宮・白幡の宮・山王の宮・会義酒の宮・舞仕屋・御供屋・禰宜屋・神民屋・健児屋・阿弥陀堂(本地堂)・大般若堂・講法堂・十王堂・観音堂・釈迦堂・地藏堂・鐘楼・神主籠所・一の鳥居の以上二五棟で、さらに境内を取巻くように供僧寺が建ち並んでいた。年中行事は正月元日朝晩と大晦日より七日まで社人残らず宮籠、二日晩供僧残らず宮籠、二月仁王経真読、二月初卯七日以前より神主・社人残らず宮籠、三月三日・四月三日・五月五日・八月朔日・同十五日は七日以前より神主、禰宜、神子、流鏝馬役者、守護代籠、侍五人宮籠、九月九日、十一月初卯七日以前より神主・禰宜宮籠、右の会日は神主・禰宜らが毎年日を定めて祭を行っていたが、十二月は吉日を選んで神主は宮中にて正義直とする。祭礼のなかで八月十四日・十五日の放生会において行う流鏝馬は一騎は神主が奉納。十五日辰刻に

神輿は本社前を出発、稻荷台(子歟倉稻荷神社付近)まで御幸になる。そのとき
神主・禰宜・神子・供僧残らず御供、守護代籠の五騎はこの所にて神輿に奉幣
を捧ぐ。神樂を奏し無事帰社、同日午刻宮中において八十八膳の供御を供える。
八人の八乙女神樂を奏する。神主・禰宜らが幣帛を捧ぐ。十六供僧は神前にお
いて誦經を行う。好間村の五〇石は天下安全の御祈祷のため寄付されたことを
示すため、神主が寄付状を所持して祈る。

現在の例祭は九月十四日・十五日で、この日に行われる流鏝馬と献饌は眞指
定重要無形民俗文化財。当社の供僧寺は源頼朝のときは十二口であったが、の
ち岩城氏の一族である白土・絹谷・片寄・白岩の各氏が一坊ずつ四坊と、神主
籠所の庵室坊の十七供僧となり、すべて真言宗であった。社人は頼朝は八八人
を定め置いたが、社領減少以来三二人となり、ほかに神子八人・舞仕堂役人満
願子一人・流鏝馬役者一人・宮番四人、善心・善満二人・宮大工三人・門前大
工一人・掃除人一人の五三人という多数である。神主門前屋敷一〇軒、供僧門
前屋敷三〇軒と延宝八年(一六八〇)の『奥州岩城好嶋庄口飯野八幡宮由来』は
記している。八月の放生会の賑いを『磐城枕友』は「毎年神事八月十五日流鏝
馬あり、一騎は城主、一騎は神主出し二町半の馬場三所の射の祭礼の日、近
隣は云ふに及す十里余の外よりも参詣の老若男女群集夥し、商売は遠近より入
湊ひ、土小路より六間門前広小路門前松原迄、軒を並へて店を構へ酒店・茶店
を作りつつ恰繁華の街衛のごとし、十四日より終夜十五日晩景迄賑ひ大方なら
す、売物多き中に生姜・張箱・弓・太刀・長刀とりわけ多し参詣の人士産に求
る事嘉例とす」と記しており、磐城第一の賑いであった。明治初期の神仏習合
の廃止の混乱により供僧寺院が廃寺とされ、仏教色の一掃により多数の宝物類
も失い境内地も縮小した。社号も宮号が禁止され八幡神社と改称させられた。
明治十二年県社に例せられた。戦後の昭和三十六年再び飯野八幡宮と称した。

第三項 社殿の造営

神社の創立は文治二年(一一八六)に石清水八幡宮から御正躰を奉じて赤目崎
見物岡に勧請したのに始まるという。社殿は元久元年(一一〇四)に造営に着手
し、同三年完成、建永元年(一一二〇)遷宮が完了したが(注一)、建武元年(一
三三四)に兵火により焼失し、翌年再建している(注二)。その後、慶長七年(一
六〇二)鳥居忠政が平に封じられ物見岡を城地としたため、現在地に遷宮し、
社殿を造営した(注三)。その社殿も慶長十九年(一六一四)近隣民家の火災によ
り類焼した(注四)。

火災後再建されたのが、現在の社殿で、社蔵文書(注五)によると、慶長十
九年に御仮屋を建て、元和元年に本殿の建設に着手以来、元和から寛永年間の
約三十年間にわたり本殿・若宮社・神樂殿・阿弥陀堂・講坊・鐘楼他の造営を
行ったと記されている。その後、楼門・唐門・拝殿・幣殿の建設を行い、享保
年間には神仏習合の殿舎が二〇棟ほど建ち、境内周囲には十六箇寺の供僧寺が
取り巻く壮大な境内が再建されたと考えられる。しかし、これら社殿も明治元
年(一八六八)の廃仏毀釈令により寺院部分が取り壊され、本殿、拝殿、幣殿、
唐門、若宮社、仮殿、神樂殿、楼門、宝蔵が残るのみとなり、取り壊された殿
舎跡には神社施設ではない住宅が建てられている。

注一 『岩城郡八幡宮縁起注進状案』(飯野八幡宮中世文書 年号不明)は文治二年(一

一八六)七月十日右大将源頼朝の命により山城石清水八幡宮から御正躰を奉じ、
八月十日好嶋庄に下着し、赤目崎見物岡に社を建立し、元久元年(一一〇四)造
営を始め、同三年造営完了、建永元年(一一二〇)遷宮したと記している。

「御宮縁起注進状ハ淡路房書之了」(端裏書)

注進 陸奥國岩城郡八幡宮 縁起事／文治二年午七月十日、自本社
捧御正躰／預所／矢藤五武者頼廣 同使者源貞次、八月十日好嶋郷仁下

著畢／御社所赤日崎見物岡仁ト建立了／神官人等定了／別當一人

(中略)

元久元年^{甲子}始造營、同三年造營了／建永元年^{丙寅}八月廿五日御遷宮了／
承元三年^{己巳}經藏造立了

(後略)

この他、延寶九年(一六八一)『飯野八幡宮縁起奥書』(飯野近世文書)があるが記載内容については同じである。

注二 社殿の焼失及び再建の記録は、建武元年(一三三四)『飯野八幡宮造営注文』

(飯野八幡宮中世文書)及び建武二年(一三三五)『北畠顯家御教書』に見られる。

『飯野八幡宮造営注文』には別當廳屋ほか、東・西廳屋二棟と神子屋、栞直屋、神人屋など六棟を造営につき、その負担を村々地頭に配分している。

また、『北畠顯家御教書』には、好嶋庄東西地頭に八幡宮火災により造営を命じる内容が記載されている。

注三 旧社地から現在地に遷宮された記録は、『飯野八幡宮縁起奥書』(飯野近世文書)に次の記載がある。

文祿五年(一五九六)四月廿三日常陸の太守佐竹又七郎源の某好嶋の舊地を檢注して六百五十餘石の神領をさす然るに慶長七年(一六〇二)五月廿三日鳥居左京亮平忠政朝臣當郡拜領の時あかめ崎の社頭を今の所に點檢し居城を作て岩城の城と名づけ神領も漸く減少せりおなじき十九年(一六一四)正月廿八日又隣火の災に延焼す元和八年(一六二二)九月廿八日内藤左馬介政長朝臣鳥居氏に變つて當城に守たりしより絶なんとせし神燈をかゝげて故將軍家光公へ是を奏す

注四 火災による類焼のことは、前記『飯野八幡宮縁起奥書』(飯野近世文書)の他に、飯野八幡宮境内社若宮社修繕の棟札に記されている。

〔若宮社棟札〕

尖頭形 総高一・一八・五cm 肩高一・一五・七cm 上巾二八・五cm
下巾二五・五cm 厚一・二cm 材質 杉

諸佛救世者 住於大神通

慶長十九年甲寅正月廿八日之流火當社
悉炎燒就其元和五戊午年奉御建立
然而以來正保仁年乙酉八月廿四日ヨリ舊代之
為再興九月下旬令成就所也

(丸) 奉造采岩城郡飯野若宮八幡神主式部太輔藤原盛盈

右意趣者為天下泰平當城主御武運長久
為悅衆生故 現無量神力

子孫繁昌諸人悅衆郡内豐饒也 別當般若寺
仍而如件 勢山
正保仁年乙酉九月廿三日

注五 慶長十九年火災後再建された各社殿については、『八幡宮萬御造営之帳』(一

六九頁)に記載されていて、慶長十九年(一六一四)から寛永十九年(一六四二)までの二十八年間の各社殿造営に関する内容と年代及び大工数、工作料などが記されている。

第四項 境内建物の配置

飯野八幡宮境内は、東西約一二〇m、南北約九〇mで南面しており、慶長七年に現在地に社地を移して以来大きな変化はないと考えられる。

社地を移した時どのような社殿が造営されたかは確証がなく、今回の修理においても前身建物を示す遺構は確認できなかったが、社蔵の古絵図による殿舎の配置は(注一)、境内を水溝で東西に仕切り、西方を神域とし、東方を寺院域とする。神域の奥、瑞垣内中央に御宝殿(本殿)、その東に若宮、西に阿弥陀堂を南向きに配置し、御宝殿と阿弥陀堂との中間に武氏(武内社)と白幡(白旗社)の小社が置かれている。御宝殿の南方の瑞垣の中央に拝殿が置かれ、拝殿西方には東向きに般若堂が置かれている。この神域全体が石敷とされ、拝殿と境内南端にある楼門とは南北に結んで石敷の参道が続き、参道西側に規模の大きな講坊と山王の小社を東向きに南北に並べ、参道東側には舞仕屋を置き、東方の

寺院域との境界水溝に接近して北から御供所、祇宜屋を南向きに置く。その南に神民屋、健児屋を西向きに配置している。また、境内南端の楼門と鳥居との中間の西方には城主棧敷と会美酒社（恵比寿社）が、東方には鐘楼と城主棧敷が配置されている。境内東方の寺院域には中央に釈迦塔（三重塔）を置き、その北方に庵室と普賢堂を南向きに東西に並べ、釈迦塔南方の境界水溝に接近した位置に巡礼観音、境内東脇に北より北十王堂・十一面堂・南十王堂と三棟の建物を西向きに配置している。このように古絵図で見るとかぎり、境内を水溝で神域と寺院域とを区分しているにもかかわらず、殿舎の配置は神仏習合的な特徴が色濃く現われたものとなっている。

その社殿も慶長十九年の火災で類焼し、その後再建された社殿が現在まで続いているのであるが、明治初年の廢仏毀釈によって、寺院関係の建物はほとんど取壊され、境内は大きく変わってしまったため、ここでは前記した『磐城志（巻之二）』にある絵図を再建後の境内として述べてみたい。境内の配置は、古絵図同様境内を水溝で東西に分け、西方を神社域、東方を寺院域とし、神社域北奥に、瑞垣で囲った本殿・幣殿・拜殿を南北に配置し、本殿東・西に白旗社、武内社の小社を置き、瑞垣外東方に若宮社、西方に假屋を配置している。南方瑞垣中央には唐門を置き、唐門と境内南端の楼門の間は石敷きの参道とし、参道西方に神庫・講法堂を東向きに並べ、その南には春日宮・山王宮の小社を配置し、参道東方には神楽殿を置いている。境内南端の楼門と鳥居の間には木多橋を設け（注二）、東方には鐘楼を配置している（注三）。境内東方の寺院域には中央に阿弥陀堂を置き、その北方に籠所を、西方の境界水溝に接近して御供所、祇宜屋を東向きに南北に並べ、東方境内端には北より十王堂・釈迦堂・観音堂・地藏堂（注四）を西向きに並べていた。前記した古絵図と同様神仏習合時代の配置は残るが、水溝で神域内には神社関係の施設を、寺院域内には仏教関係の施設を建設するなど明確に分けている。

現在では、寺院域にあった建物は、その跡すら残さず撤去され、建物跡は神社境内及び八幡宮会館となった。また、境内周囲にあった供僧寺も取壊され、供僧寺跡は、住宅地となってしまっている。境内前面にあった参道及び馬場は市道となっている。

注一 古絵図は縦一三三cm、一六〇cmの紙本着色の軸装絵図で、その内容は社頭の景観及び境内周囲の供僧寺名が墨書しており、年号の記載はない。しかし、文政九年（一八二六）に当時の平藩江戸詰め家老鍋田三善によって編纂された『磐城志（巻之二）』に当時の境内図とともに「飯野八幡宮境内古図」として古絵図の模写を載せており、その模写図の書き込みにつき記載がある。

此図年号ヲ記サレハ其時代ヲシカト定メ難シ然レドモ其土地沿革ヲ以テ推按スルニ慶長七年鳥居侯岩城ニ移ラレ候飯野平物見岡ノ宮地ヲ今ノ八幡小路ノ地ニ遷シ大館ノ古城ヲ廢シ今ノ平城ヲ其處ニ新築セラシル同十九年當社隣災ノ爲ニ回祿ス其後内藤侯ノ時ニ至ツテ再ヒ造營シ玉フ今ノ宮社は也左レハ此図ハ慶長年間ノモノナランカシ

これによると古絵図は、慶長七年旧社地より現在地に遷宮し、再建したときの境内図であると記されている。また、この『磐城志（巻之二）』には古絵図とともに境内建物の名称、規模、構造形式などの記載があり、これらは現在ある建物とよく合致し、この当時から境内は変わっていないと思われる。

注二 現在の木多橋は石造で大正十四年に建設されたものであるが、石橋高欄親柱擬宝珠に元禄十五年（一七〇二）と天保九年（一八三八）の刻書があり、古絵図以前からあったことが判る。また、『八幡宮萬御造宮之帳』にも木多橋建設及び木材寄進の記載があり、再建時よりこの場所に木多橋が架けられ、その橋が木造あったとみられる。

注三 古絵図書き込みに「天文ノ鐘ナリ」とある。

注四 地藏堂は倒壊したため昭和四十八年に撤去されたが、棟札が残っており、それに次の記載がある。（裏面記載なし）

尖頭形 総高七五cm 肩高七一・五cm 上巾二四・三cm
 下巾二四・七cm 厚 一cm 材質 杉

聖主天中天 郡主内藤備後守正樹公 大工 武右衛門
 迦陵頻伽聲 小工 五平
 (魯丸) 奉造立供養地藏堂一字攸 享保二十歳八月三日
 哀愍衆生故 導師延壽山藥王寺法印圓胤
 我等令敬禮 願主勝軍山地藏院現住法印杏胤

第1表 飯野八幡宮関係年表

凡例：八幡宮万御造宮之帳―【造宮】 飯野家文書―【文書】

年代(西暦)	関連事項
文治 二年(一一八六)	神社創建(見物岡に勧進【文書】)
元久 元年(一二〇四)	社殿造宮着工【文書】
建永 元年(一二〇六)	社殿造宮、遷宮完了【文書】
承元 元年(一二〇七)	経蔵造立完了【文書】
文永 十一年(一二七四)	鳥居造立【文書】
永仁 十一年(一二九七)	鳥居造立【文書】
建武 二年(二三三五)	社殿兵火により焼失【文書】
貞和 二年(二三四六)	此の頃までに兵火により焼失した社殿の再建なる【文書】
永徳 四年(二三八四)	祭礼注文(放生會、流鏑馬、相撲等)【文書】
慶長 七年(二六〇二)	現在地に遷宮(鳥居忠政が物見岡を城地としたため)
十九年(二六一四)	(正月二八日)近隣民家の火災により社殿類焼【文書及び若宮社棟札】
元和 元年(二六一五)	(二月三日)仮殿建設【造宮】
二年(二六一六)	本殿着工【柱床下墨書】 (四月三日より)八幡宮御造宮【造宮】 本殿棟上【柱床下墨書】 八幡宮完成【造宮】 居垣建設【造宮】

寛永 元年(一六二四)	本殿前殿建設【造宮】
四年(一六二七)	(元和四年(五年) 若宮社建設【造宮】
八年(一六三一)	へつりや、木多橋建設【造宮】
八年(一六三二)	祇宜屋建設【造宮】
九年(一六三三)	本殿前殿屋根板寄進(城主より)【造宮】
十二年(一六三五)	ちこまい堂、鐘楼建設【造宮】
十三年(一六三六)	表のへい寄進(城主より)【造宮】
十四年(一六三七)	阿弥陀堂建設(寛永四年(五年)、若宮社屋根替【造宮】
十六年(一六三九)	門建設(藩士より寄進)【造宮】(拜殿)
十八年(一六四一)	講坊建設【造宮】
十九年(一六四二)	木多架け替え【造宮】
二十年(一六四三)	鳥居建設【造宮】
正保 二年(一六四四)	ちこまい堂屋根替【造宮】
寛治 元年(一六五八)	材木小屋、居垣建設【造宮】
寛文 十一年(一六七二)	末社(武内、白旗、山玉、恵比寿)建設【造宮】
延寶 二年(一六七四)	本殿前殿屋根板寄進(城主より)【造宮】
貞享 二年(一六八五)	本殿屋根替(板削り手間)【造宮】
三年(一六八六)	若宮社前殿屋根板寄進(城主より)【造宮】
元禄 十年(二六九七)	本殿塗装、屋根替【西妻壁板墨書】
	若宮社屋根替【棟札】
	楼門建設【二階内部柱墨書】
	十月この地域が台風による被害を受ける【内藤家文書】
	本殿縁廻り、軒廻り、小屋組、屋根修理【縁束、尾垂木、小屋束墨書】
	(この修理でそれまでの流造から現在の入母屋造に改造し、拜殿・幣殿建設)
	本殿塗装、造作修理【天井板墨書、高欄擬宝珠刻書】
	本殿飾り金具取り付け【長押隅金具墨書】
	御輿造立【棟札】
	楼門屋根替【屋根軒付板墨書】

十六年(一七〇三)	本殿礎石取替、土台挿入【柱床下墨書本殿】 屋根替【屋根軒付板墨書】大地震 本殿天井、縁廻り修理【天井板、階段下束墨書】 拝殿修理【墨書】
寶永 二年(一七〇五) 七年(一七一〇)	幣殿修理【墨書】 縁起奥書【文書】(元和建立、寛永・延寶修理の記載あり。)
享保 十二年(一七二七) 十三年(一七二八) 二十年(一七三五)	本殿屋根替【屋根軒付板墨書】 楼門修理【墨書】 地藏堂建設【棟札】
延享 二年(一七四五)	拝殿屋根替【裏甲墨書】
寶曆 十三年(一七六三)	本殿屋根替【屋根軒付板墨書】
天明 八年(一七八八)	本殿屋根替【屋根軒付板墨書】
文化 八年(一八一二)	本殿屋根替【屋根軒付裏板墨書】
文政 九年(一八二六)	磐城志編纂
弘化 四年(一八四七)	
嘉永 元年(一八四八)	嘉永年間社殿修理【文書】(修理年代、建物不明)
明治 三年(一八七二)	廃仏毀釈により寺院施設撤去
一三年(一八九〇)	本殿屋根替及び社殿修理【文書】

大正 七年(一九一八)	本殿屋根替【箱棟屋根板墨書】
昭和 十一年(一九三六)	本殿内陣疊替【棟札】 若宮社内陣疊替【棟札】
十二年(一九三七)	本殿屋根替
三十四年(一九五九)	仮殿、若宮社、神楽殿屋根替【奉納額】(鉄板葺)
三十五年(一九六〇)	本殿正面屋根一杉皮及びブルーフィング覆い
四十六年(一九七一)	拝殿・幣殿屋根替【奉納額】
五十七年(一九八二)	楼門屋根替【棟札】(柿葺→銅板葺) 本殿屋根カラー鉄板覆
五十八年(一九八三)	拝殿・幣殿屋根カラー鉄板覆
五十九年(一九八四)	拝殿・幣殿いわき市文化財指定
平成 三年(一九九二)	本殿重要文化財指定
五年(一九九三)	防災施設工事(消火設備 国庫補助事業)
七年(一九九五)	若宮社いわき市文化財指定 本殿保存修理に着手(国庫補助事業)
八年(一九九六)	拝殿・幣殿、若宮社保存修理に着手(いわき市補助事業) 唐門、神楽殿、仮殿、楼門いわき市文化財指定 本殿保存修理完了

第二章 建造物の概要

第一節 文化財の指定

第一項 官報告示

○文部省告示第三十六号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる文化財を重要文化財に指定する。

昭和五十八年一月七日

文部大臣 瀬戸山三男

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
飯野八幡宮本殿	一棟	桁行三間、梁間三間、一重、入母屋造、鉄板葺	飯野八幡宮	福島県いわき市平字八幡小路	福島県いわき市平字八幡小路

(注) 今回の保存修理工事により構造及び形式は次のように変更となった。

桁行三間、梁間三間、一重、入母屋造、こけら葺

第二項 指定説明

飯野八幡宮本殿 一棟

〔福島県いわき市平字八幡小路 飯野八幡宮〕

飯野八幡宮は文治二年(一一八六)に石清水八幡宮から御正躰を奉じて物見岡に勧進したのに始まるという。その後、元久元年(一一〇四)に社殿を造営したが建武元年(一一三三)に兵火により焼失、翌年再建している。慶長七年(一六〇二)鳥居忠政が平に封じられて、物見岡を城地としたため現在地に遷宮、慶

長十九年に近隣民家の火災で類焼した。現在の社殿は祭神が品陀別命、息長帯姫命、比売神で元和元年(一六一五)着工、翌年上棟している(注一)。復興後、延寶二年(一六七四)に縁廻りの修理(注二)、元禄十六年(一七〇三)に礎石を取替、土台を挿入している(注三)。また、宝暦年間、寛政年間に屋根葺替があり、昭和十二年にとち葺替、昭和五十七年に屋根とち葺の上に鉄板を被せる修理が行われている。

飯野八幡宮本殿は桁行三間、梁間三間、入母屋造であるが、平面は流造のように正面を面取り角柱、後寄りを円柱とし、外陣・中陣・内陣に分ける。組物

は柱上に台輪を回し、三手先とするが、正面は角柱が短いので別に台輪を入れ三斗を組み実肘木を通して、さらに台輪を受けて相欠の頭貫を支える。正面三斗間には肩にひれ付の中世風の幕股、三手先間には近世風の幕股を中備として入れる。軒は二軒繁垂木で、垂木割は小天井や支輪より割をせばめ、地垂木の反りは強い。妻は虹梁太瓶束である。柱間装置は正面中央間棧唐戸、両脇間と両側面前端間を吹寄せ舞良戸引違、東側面中央間を板戸片引き、他は板壁とし、内部は外陣中陣境が中央間板扉、両脇間板壁で三間とも幣軸をつけ、中陣内陣境は中央間に高く框を入れ開放、両脇間は中敷居を入れて簀戸引違とする。床は拭板張りで中陣は畳敷、天井はいずれも格天井で内陣中央間のみは折上げ格天井としている。

この本殿は大型の入母屋造の社殿で、正面一間通りを庇風に扱い、柱上も独特の手法を用い、細部には中世風意匠の遺風も伝え、文化財建造物の少ない福島県浜通りにおける近世初期の遺構として重要である。

注一 「中陣内陣境墨書」(一五九、一六〇頁)

注二 「縁束墨書」(一六三頁)

「擬宝珠刻銘」(一六一頁)

注三 「正面柱床下墨書」(一六〇、一六一頁)

「外陣中陣境柱床下墨書」(一六〇頁)

「背面柱床下墨書」(一六〇頁)

「中陣内陣境柱床下墨書」(一六〇頁)

第二節 構造形式(竣工)

概要 桁行三間、梁間三間、一重、入母屋造、こけら葺、南面

平面 梁間方向南より一間を外陣とし、その北方桁行三間、梁間二間を内陣とし、内陣の北寄り一間を内々陣とする。外部は背面を除く三方に切目縁を廻らし、正面に五級の木階段を設ける。南面は幣殿に接続する。

基礎 柱・縁束礎石は硬質自然石。縁礎石間に狭間石を置く。

軸部 床下・縁下・雨落内は三和土叩き。

組物 正面を面取り角柱、後寄りを円柱とし、土台建て。柱には上から頭貫・腰貫・足固貫を通し、頭貫鼻は線形を付けた木鼻とする。円柱には切目長押・内法長押を廻らす。内・外陣境円柱と正面角柱上斗栱間には繫虹梁を架け渡す。

軒廻り 柱上に台輪を廻らし三手先とするが、正面は角柱が短いので、角柱上に別に台輪を置き三斗を組み、実肘木を通して、さらに台輪を受けて相欠の頭貫を支える。斗栱中備には幕股を置く。

妻飾り 二軒繁垂木、丸桁は上端反り増し付き。地垂木は端で反り増し付き。飛檐垂木は上端直線で下端反り付き及び鼻こきがある。木負、茅負は隅反り増し付き、茅負は眉決り付き。隅木は地隅木・飛檐隅木を一木で造り、飛檐隅木鼻には隅木蓋を乗せ、地隅木鼻は線形付き。化粧裏板は横板張り、茅負上には切裏甲を打つ。

虹梁太瓶束。野垂木掛け上に前包を乗せ、前包上に三箇所三斗を置く。中央斗栱は拳鼻付きで妻虹梁を受け、両脇斗栱は出三斗とし、妻虹梁、指母屋を受ける。

妻虹梁上に大瓶束を立て、実肘木付き出組斗拱を置いて指棟木を受ける。螻羽は指棟木・指母屋の間に四本の支外垂木を打ち、破風板を取付ける。支外垂木上化粧裏板は横板張り。破風板は眉決り付き。指棟木鼻に蕪懸魚を付け、懸魚はひれ付き、中央部に木製六葉を付ける。破風板上に切裏甲を打ち、妻斗拱間及び妻壁は横板張り。

屋 根
入母屋造、こけら葺。軒付は二重軒付、棟際は品軒積み。

棟は箱棟、両端に鬼板を据える。

縁廻り
背面を除く三方に跳ね高欄付きの切目縁を廻らし、脇障子を立てる。縁束は面取り角束で土台上に立てる。縁葛・隅又首・縁繫・

縁板掛けを取付け木口縁を張る。正面中央間に擬宝珠付き高欄親柱を立て、木階段五級、階段上に登り高欄を置き、擬宝珠付き親柱で受ける。縁束間は羽目板を入れ、羽目板板傍には目板を打つ。

床
外陣は拭板敷で、梁間方向に張り、正面床板は縁まで延びる。内陣は内・外陣境に切目長押を入れ床を一段高く張り、畳敷とする。

天 井
外陣及び内陣は格縁天井。内々陣のうち脇間は格縁天井、中央間のみ折上げ格天井とする。

小屋組
敷梁を桁行方向前後二通りと梁間方向に四通り置き、その上の梁間方向に束踏を二本置き、さらにその上に小屋梁を桁行方向に二本置く。敷梁・束踏・小屋梁上に小屋束を立て母屋を受ける。正面及び背面母屋と組んだ敷梁上に束踏を置き、その上に棟束を立て棟木を受ける。桔木は各面七本ずつ配置し、桔木端は飛檐垂木・隅木より吊り金具で引付け又は茅負より杓子柄で枯る。

塗 装
内部及び外廻りの切目長押・内法長押間は漆塗。その他は弁柄塗とし、箱棟・裏甲・軒付木口・軒支輪・軒小天井格子は松煙塗。

柱間装置

琵琶板・化粧裏板・軒支輪板・軒小天井板は胡粉塗。妻壁板・妻琵琶板・墓股・正面・背面頭貫・側面小壁板・内陣天井板・外陣天井板・内・外陣境扉裏面には平彩色を施す。
側廻りの正面中央間は棧唐戸。両脇間と両側面前端間を吹き寄せ舞良戸引違、東側面中央間は板戸片引きで内腰付き障子、その他は板壁とする。内部の内・外陣境は三間とも幣軸を付け中央間板扉、両脇間板壁。内陣・内々陣境は中央間に高く框を入れ開放、両脇間は中敷居を入れて簀戸引違とする。背面中央間床下に片引き板戸を入れる。

正面中央間縁上に、吹寄せ舞良戸片引き戸の仕切りを設ける。

第三節 主要寸法

区分	摘 要	寸 法
桁行	桁行両端柱間真々	六・二二二 m
梁間	梁間両端柱間真々	六・三六三 m
軒の出	側柱真より茅負外下角まで	二・四九四 m
軒の高	柱礎石上端より茅負外下角まで	六・三一八 m
棟高	柱礎石上端より棟頂上まで	一一・八七八 m
平面積	側柱内側面積	三九・五二七 m ²
軒面積	茅負外下角内面積	一二七・一三一 m ²
屋根面積	平葺面積	一九一・六二九 m ²

第三章 修理事業の概要

第一節 工事組織

飯野八幡宮においては、本殿保存修理工事を実施するにあたり、福島県教育委員会文化課及びいわき市教育委員会の指導により、重要文化財飯野八幡宮本殿修理委員会（以下「修理委員会」という。）を組織した。修理委員会は、補助事業者より事業の実施に関する事務処理の委任を受けて、経理事務、入札・請負契約事務等の適切な執行のための助言、監視の機関とした。

工事の設計監理は財団法人文化財建造物保存技術協会（以下「文建協」という。）に委託して実施した。現場には文化庁の承認を受けた文建協の技術職員が常駐して、工事の実施にあたった。

工事関係者

補助事業者	宗教法人 飯野八幡宮 代表役員	飯野 盛男	同	前（前いわき市教育委員長）	鈴木 東雄
重要文化財飯野八幡宮本殿修理委員会					
委員長（いわき市教育長）		飯島 護	同	前（前いわき市土木部長）	佐藤 直文
副委員長（飯野八幡宮奉賛会 会長）		坂本 昌蔵	同	前（前いわき市土木部長）	木田健次郎
委員（いわき市商工会議所 専務理事）		緑川 浩	同	監事（飯野八幡宮奉賛会 副会長）	赤津 正
同（いわき市教育委員長）		緑川 幹朗	同	監事（いわき市監査委員会 事務局長）	六戸 孝章
同（飯野八幡宮 総代）		松本 友之	同	同（前いわき市監査委員会 事務局長）	吉田 継男
同（いわき市文化財保護審議会 委員）		富樫 要次	同	同（前いわき市監査委員会 事務局長）	岩城 光英
同（飯野八幡宮 祢宜）		飯野 光世	同	顧問（いわき市長）	馬目 清通
同（いわき市土木部長）		西山 茂	同	同（いわき市議会 議長）	根本 明
			同	事務局長（いわき市教委 文化課長）	安 敏郎
			同	同（同）	佐藤喜勢男
			事務局（いわき市教委 文化課主幹）	同	鈴木 栄司
			同（いわき市教委 文化課文化財係長）	同	小野 寿生
			同（いわき市教委 文化課文化財係）	同	橋本 一男
			同 前（いわき市教委）	同	故 鈴木 重美
			同 前	同	小野 義之
			同 前	同	佐川 千津
			同 前	同	齋藤 早苗
			設計監理	同	
			財団法人 文化財建造物保存技術協会	同	
			理事長	同	太田博太郎

飯野八幡宮本殿設計監理事務所(工事監督)

同 (同前)

同 (所長)

同 (同前)

同 (所長補佐)

工事施工業者

田中社株式会社(岐阜県岐阜市)

代表取締役社長

田中 敬二

前代表取締役社長

田中 義一

現場代理人兼大工棟梁

正司 健一

協力業者

仮設・基礎・雑工事

堀江工業株式会社(いわき市)

代表取締役社長

長谷川隆弘

塗装・金具・建具工事

株式会社小西美術工芸社(東京都)

代表取締役社長

原 登

第二節 事業の経過

第一項 事業に至る経過

飯野八幡宮本殿は、昭和五十八年一月七日付けで、重要文化財に指定された。飯野八幡宮は、元和二年に建立されて以来約三〇年〜四〇年周期で修理が行われ来たが、近年では昭和十二年に屋根葺替が行われて後は、戦後の混乱もあり、荒れるに任せた状態が続き、雨漏りとそれに伴う軒廻りの破損等により建物が危機的状況となり、昭和五十七年に屋根に鉄板覆いを行う応急修理が行われた。昭和六十年頃から本殿の根本的修理を含む境内全体の整備計画について

の関係者の協議が行われるようになり、昭和六十一年十月にいわき市に本殿修理計画書を提出し、修理の請願を行った。平成二年十月には文化庁に対し本殿修理の請願を行い、その結果、文化庁・福島県・いわき市当局及び関係者の協力を得て修理計画を立案する運びとなった。平成四年に入り、修理の基本計画及び修理設計書の作成を財団法人文化財建造物保存技術協会に委託し、文建協が本殿の調査と保存修理計画の策定にあたった。

その結果、事業期間三九箇月・総事業費三二二、七五〇、〇〇〇円・半解体修理とする事業計画が立てられ、平成四年九月に平成四年度事業費一〇、〇〇〇、〇〇〇円で本殿修理を国庫補助事業として採択する内示を受け、平成四年九月二十一日付けで国庫補助金交付申請書を提出し、平成五年一月一日事業着手の運びとなった。

第二項 事業の経過

本事業は平成五年一月に着手したが、着手にあたり、飯野八幡宮と文建協が事業に係る設計監理委託契約を締結し、文建協の職員が常駐して工事を監理することとし、事業の着手届を文化庁に提出した。

平成四年度事業は、平成五年一月一日に着手し、事業費九、三七〇、二〇〇円で実施した。工事は修理事務所・工作小屋・保存小屋等仮設物を建設する工事とし、指名競争入札で施工業者を決定し、工事を行った。なお、平成四年度工事において生じた入札差金及び事務費節減等による予算残は計画変更を行い、次年度施工予定分を繰上げ施工した。

平成五年度事業は、事業費七〇、〇〇〇、〇〇〇円の内示を受け、平成五年五月二十四日付けで国庫補助金交付申請書を提出した。当年度工事は、素屋根の建設を行い、本殿の解体を終えた。解体は半解体であるので、屋根・小屋組・軒廻り・斗拱・縁廻を解体した。解体工事とともに破損・仕様・構成部材等の

各種調査を行った。また、痕跡・転用材等の調査を進め、建立から現在までの本殿の変遷状況を究明し、文化庁の係官に現地調査指導を受けた。その結果復原に関する資料が得られたので、現状変更の方針と内容を取りまとめ、平成五年十月十五日付けで現状変更許可申請書を提出し、平成六年一月五日付けでその許可を得た。現状変更許可を受け、工事の方針が決定したので、仕様変更・予算配分の変更を含む計画変更承認申請書(実施設計)を平成六年一月三十一日付けで提出しその承認を受けた。当年度工事は素屋根建設、建物解体ほか、補足木材の一部購入と古材繕い、新材加工を行い、斗栱までの組立を行った。

平成六年度事業は、事業費一三〇、〇〇〇、〇〇〇円の内示を受け、平成六年七月十三日付けで国庫補助金交付申請書を提出した。当年度工事は、解体した縁束礎石の据え付け及び床下叩きを行い、木工事としては前年度に引き続き組立を進め、平成六年十月上棟祭を執行し、縁廻り組立まで進めた。屋根はこけら葺で葺き直し、軒裏及び妻、箱棟の塗装を行い、素屋根の解体までを完了した。なお、平成六年十一月二十八日付けで当年度事業費を一〇、〇〇〇、〇〇〇円増額し、当年度総事業費一四〇、〇〇〇、〇〇〇円とする計画変更承認申請書を提出し、その承認を受けた。

平成七年度事業は、事業費一〇三、三七九、八〇〇円の内示を受け、平成七年六月二十一日付けで国庫補助金交付申請書を提出した。当年度工事は、平成四年度より継続事業として行われてきた。本殿保存修理事業の最終年度で、本殿内部天井及び内法等造作の組立と軸部・縁廻の塗装、飾金具の取付、建具の建込み、軒下叩き、本殿周囲の排水設備の整備等を行ったほか、素屋根建設の障害となるため解体・格納しておいた透塀及び幣殿後半部、拝殿背面・東西庇の復旧を行った。また、附帯工事として自動火災報知設備及び避雷設備等の防災設備の設置を行った。平成七年十二月末日工事の全般を終了するとともに、平成八年三月修理工事報告書を刊行し、実績報告書提出して保存修理事業を完

了した。

第三節 工事の内容

第一項 工事施行の方法

本事業を実施するため飯野八幡宮はいわき市関係者・神社関係者・有識者からなる「重要文化財飯野八幡宮本殿修理委員会」を組織し、工事運営の機関とした。

修理事業の実施にあたっては、関係法規の定めるところによって行い、事業の設計監理は財団法人文化財建造物保存技術協会に委託した。委託を受けた文建協は監理受託に関する諸規定により工事を運営した。また、工事は請負工事とし、規則に従い指名競争入札又は随意契約(見積り入札)により、予定価格内の入札者と工事請負契約を締結して施工した。

事業費は事業主に交付される国庫補助金及び福島県・いわき市補助金並びに所有者負担金とをあて、修理委員会の会計において管理し、支出計画をたてて運営した。

第二項 工事方針

概 要 工事は、半解体修理として実施した。

施工にあたっては詳細な調査を行い、当初の形式・技法・後世の修理内容を明らかにし、出来得る限り古材の再用と技法を踏襲しつつ、今後の管理も考慮して工事を行った。

仮設工事 工事区域を設定し区域内に素屋根・保存小屋・工作小屋・修理事務所(職工休憩所含む)・仮設便所・境界柵を建設した。また、素屋根・工作小

屋・修理事務所には照明及びコンセント等電気設備及び修理事務所には給・排水を設備した。仮設物は工事完了後に撤去した。

素屋根建設に伴い障害となった拝殿背面東西庇、幣殿後半部及び透塀は一旦解体し、本殿工事完了後復旧した。

解体工事 建物解体前及び解体中に、各部の実測調査を行い、実測図・矩計図他必要な図面を作成した。また、解体前・竣工と工事中の施工状況など、要所の写真を撮影し、資料として保存した。

解体に先立ち、建物に正確な遣方を設け、建物の不等沈下・傾斜・各部の破損状況・形状寸法・材種・時代別等を調査するとともに、建設以来の各所の変更も併せて調査した。

解体に際しては、取解き材に番号札を付け、屋根より順次解体のうえ、解体した部材は保存小屋等定められた場所に整理・格納し、貴重な意匠の部分・細工物は入念に摺本及び拓本を取ったのち、養生を施して保存した。

基礎工事 縁束礎石は掘起こし、据直した。排水溝を整備し敷地内の水はけを考慮した。床下・軒下は三和土叩き仕上げとした。

木工事 将来の保存に支障のない限り古材を再用し、一部腐朽材は継木・矧木・埋木を行い修理した。取替材は原則として旧材と同質の材とし、旧形・旧工法を踏襲した。後世改変部については現状変更の手続きを行いその許可を得て、建物を可能な限り復旧整備した。

屋根工事 現状変更の許可を得て、こけら葺で新たに葺き直した。

箱棟屋根板・品板・鬼板側面は銅板包を施した。

塗装工事 外部の塗装は塗直し、内部は外陣を塗直し及び補修としたほか内陣は補修に止めた。

雑工事 建具・金具は欠失又は破損が大きく再用不能なものは新調し、その他のものは補修して再用した。

防蟻工事は、床下と礎石廻りに土壌吹付処理を行い、また、各継手・組手は塗布による処理を行った。

畳・樋は新調して取り付けた。

附帯工事 防災設備として、自動火災報知設備及び避雷設備を設けた。

跡片付け 全工事完了後、建物内外の清掃を行い、残材料・残土等は場外に搬出・処分した。



1 竣工 正側面（南東より）



2 竣工 外陣見通し (東より)



3 竣工 正側面（南西より）



4 修理前 正側面（南西より）



5 昭和57年屋根鉄板覆い前 正側面（南西より）



6 昭和57年屋根鉄板覆い前 背側面（北西より）

平成八年九月

重要文化財 飯野八幡宮本殿保存修理工事報告書

編集 財団法人 文化財建造物保存技術協会

東京都文京区本郷一丁目二八番一〇号 本郷TKビル内

発行 宗教法人 飯野八幡宮

福島県いわき市平字八幡小路八四番地

製印 有限会社 平電子印刷所

福島県いわき市平北白土字西ノ内二三

この報告書は、財団法人文化財建造物保存技術協会の承認を得て抜刷りました。